安全管理

安全管理　case1
　〇安全管理における文書管理を、適切に行っていなかった。
安全管理　case2
　〇通知文書の周知を行っていなかった。
安全管理　case3
　〇化学物質等分野別管理責任者の選任を適切に実施していなかった。
安全管理　case4
　〇化学物質等の取扱いに関する教育研修の記録を保存していなかった。

安全管理 Case 1

安全管理における文書管理を、適切に実施していなかった。



安全衛生委員会の議事録等を法人文書として管理しておらず、法人文書ファイル管理簿に記載がなかった。
規程等に基づき、法人文書として管理するようにしてください

根拠規程等：「国立大学法人東北大学法人文書管理規程」
第５条第２項

安全管理 Case 2

通知文書の周知を行っていなかった。



本部事務機構から送付される安全衛生に関する通知文書を研究室等に周知していなかった。

通知：「教育機関における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について（通知）」（平成 20 年 4 月 24 日副学長（生命倫理・環境安全担当））
「大学等における毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について（通知）」（平成 20 年 10 月 30 日環境・安全推進室長）」等

安全管理 Case　3

化学物質等分野別管理責任者の選任を適切に実施していなかった。



化学物質等分野等別管理責任者に異動があった場合は、速やかに後任を選任し、化学物質等全学総括管理責任者に報告する必要があります。化学物質等分野等別管理責任者に異動がある場合は、速やかに選任を行う体制を整備する必要があります。

根拠規程等：「国立大学法人東北大学化学物質等管理規程第９条第３項、国立大学法人東北大学化学物質等管理細則第５条」等

安全管理 Case　4

化学物質等の取扱いに関する教育研修の記録を保存していなかった。



　化学物質等分野等別管理責任者の指揮のもと、各研究室棟で取扱う化学物質や実験方法等に応じた教育研修を実施した場合は、集計表（別記様式４）を作成し保存しなければなりません。

根拠規程等：根拠規程等：「国立大学法人東北大学化学物質等管理業務マニュアルⅤ．教育研修（規程第１４条関連）」